

## 建設水道常任委員会記録

令和元年 第6回定例会	
1 日 時	令和元年12月12日(木) 午前10時00分 開会 午前11時04分 閉会
2 場 所	特別会議室
3 出席委員	関口正一 委員長 鈴木毅 副委員長 橋本修 委員 大貫桂一 委員 石川さやか 委員 佐藤誠 委員
4 欠席委員	なし
5 委員外出席者	鈴木敏雄 副議長
6 説明員	別紙のとおり
7 事務局職員	石塚 局長 小出 書記
8 会議の概要	別紙のとおり

## 建設水道常任委員会 説明員

部局	職名	氏名	人数
都市建設部	都市建設部長	茂 呂 久 雄	18名
	建設監理課長	藤 野 元 宏	
	建設監理課監理係長	倉 持 貴 子	
	建設監理課用地・地籍調査係長	山 本 竜 也	
	都市計画課長	黒 川 勝 弘	
	都市計画課長補佐兼都市計画係長	北 島 礼 弘	
	土木課長	福 田 哲 也	
	土木課長補佐兼道路整備係長	柏 崎 英 一 郎	
	土木課長補佐兼公園・区画整理係長	上 田 悦 久	
	新鹿沼駅西土地区画整理事務所長	上 澤 均	
	新鹿沼駅西土地区画整理事務所長補佐兼事業係長	手 塚 寿 彦	
	維持課長	渡 辺 孝 和	
	維持課道路維持係長	直 井 誠 司	
	維持課長補佐兼河川維持係長	関 口 正 規	
	建築課長	佐 藤 文 彦	
	建築課長補佐兼住宅係長	矢 野 郁 夫	
	建築指導課長	大 橋 悟	
建築指導課建築指導係長	高 久 和 隆		
水道部	水道部長	坂 入 弘 泰	8名
	水道業務課長	神 家 満 薫	
	水道業務課総務係長	鈴 木 隆 志	
	水道業務課料金係長	竹 澤 弘 美	
	水道施設課長	小 磯 栄 一	
	水道施設課長補佐兼施設係長	福 田 光 広	
	水道施設課水源係長	亀 山 努	
	水道施設課給水係長	鈴 木 久 夫	
合計			26名

## 建設水道常任委員会 審査事項

- 1 議案第 78号 専決処分事項の承認について（令和元年度鹿沼市一般会計補正予算（第3号））
- 2 議案第 81号 専決処分事項の承認について（令和元年度鹿沼市水道事業会計補正予算（第1号））
- 3 議案第 82号 令和元年度鹿沼市一般会計補正予算（第4号）について
- 4 議案第 91号 令和元年度鹿沼市水道事業会計補正予算（第2号）について
- 5 議案第 95号 指定管理者の指定について
- 6 議案第100号 鹿沼市手数料条例の一部改正について

## 令和元年第6回定例会 建設水道常任委員会概要

○関口委員長 それでは、ただいまから建設水道常任委員会を開会いたします。

まずはじめに、今回は、改選後はじめての委員会でありますので、正副委員長からご挨拶をさせていただきたいと思えます。

改めまして、おはようございます。

今回、改選後で、はじめての建設水道の委員長ということで、委員長にさせていただきました関口でございます。何とぞよろしくお願ひしたいと思えます。

これから1年間、しっかりと委員長の務めをやらせていただきたいと思えますけれども、それに対しましては、執行部、それと委員各位の絶大なる支援がないと委員長は務まっていけないということでございますので、何とぞよろしくお願ひしたいと思えます。

また、台風19号の災害がありまして、本当に執行部、委員も大変だったかなと思えますけれども、この1年間、何とか乗り切って、すばらしい復興を遂げていきたいなど、そんなふうを考えておりますので、何とぞよろしくお願ひ申し上げまして、簡単であります、委員長の挨拶にかえさせていただき、本当に今日はご苦勞様でございます。

隣に副委員長がすばらしい議員だそうですので、副委員長のご挨拶をよろしくお願ひしたいと思えます。

○鈴木副委員長 副委員長に頼まれました鈴木でございます。

4年前と今年と、災害は頻繁に起こっております。

毎年くるという前提のもと、この建設水道は重要な鍵を握っていると思えます。

インフラ整備率が25市町村中、やはり下のほうですので、これからもこのインフラをもっと盛り上げていかないと、どんどん企業が逃げていく、これは間違いない現状であります。

ですから、そこのところの底上げを、1年間、僕と関口委員長で盛り上げていきますので、どうかよろしくお願ひいたします。

○関口委員長 それでは、今議会におきまして、本委員会に付託されました案件は、議案6件であります。

それでは、早速審査を行います。

はじめに、議案第78号 専決処分事項の承認について（令和元年度鹿沼市一般会計補正予算（第3号））のうち、関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。藤野建設監理課長。

○藤野建設監理課長 おはようございます。建設監理課長の藤野です。どうぞ よろしくお願ひいたします。

それでは、議案第78号 専決処分事項の承認についての「令和元年度鹿沼市一般会計補正予算（第3号）」のうち、都市建設部所管のものについて、ご説明をいたします。

本議案の補正内容につきましては、本年10月に発生しました台風第19号の被災に対する補正予算になります。

まず、歳入についてご説明をいたします。

「令和元年度補正予算に関する説明書」の3ページをお開きください。

一番上になりますが、15款「国庫支出金」1項3目「災害復旧費国庫負担金」の右側説明欄の、「道路橋りょう災害復旧事業費国庫負担金」2,666万6,000円は、道路、橋りょう2カ所の復旧に要する国庫負担金であります。

次の「都市計画施設災害復旧事業費国庫負担金」466万6,000円は公園の復旧に要する国庫負担金でございます。

次に、一番下になりますが、22款「市債」1項8目「災害復旧債」の右側説明欄、「道路橋りょう災害復旧事業債」1億730万円、次の、「河川災害復旧事業債」3,400万円、その次の「都市計画施設災害復旧事業債」3,230万円は国庫負担金の対象となる復旧事業の市債を増額補正したものでございます。

続きまして、歳出についてご説明をいたします。

9ページをお開きください。

8款土木費5項1目「住宅管理費」、右側説明欄、「市営住宅維持管理費」248万4,000円につきましては、口粟野の仲町市営住宅の畳替えなどや、従業員用住宅のボイラー交換に要する修繕料を増額補正したものでございます。

次の、「定住化促進事業費」3,000万円につきましては、被災住宅復旧支援事業の補助金を増額したものでございます。

次に、13ページをお開きください。

中段の11款災害復旧費、2項1目「道路橋りょう災害復旧費」の右側説明欄、「道路橋りょう災害復旧事業費」2億5,300万円につきましては、黒川橋や市道0348号線等の復旧に要する修繕料、測量・設計費、工事費を増額補正したものであります。

次の、2目「河川災害復旧費」の右側説明欄、「河川災害復旧事業費」8,400万円につきましては、西武子川や瀬戸川などの復旧に要する修繕料、測量・設計費を増額補正したものであります。

次の、3目「都市計画災害復旧費」の右側説明欄、「都市計画施設災害復旧事業費」4,150万円につきましては、鹿沼運動公園などの復旧に要する修繕料、測量・設計費、工事費を増額補正したものであります。

以上で、議案第78号専決処分事項の承認についての「令和元年度鹿沼市一般会計補正予算（第3号）」のうち、都市建設部所管のものについての説明を終わります。

○関口委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は、順次発言を許します。佐藤誠委員。

○佐藤委員 14 ページの道路橋りょう災害復旧事業費で、黒川橋と説明受けましたが、これは黒川橋に限っては、この予算で全て、最終的な修繕にまで至るという認識でよろしいでしょうか。お願いします。

○関口委員長 執行部の説明をお願いします。渡辺維持課長。

○渡辺維持課長 維持課長の渡辺と申します。よろしくお願いします。

黒川橋につきましては、工事請負費 4,000 万円のうち、約 2,600 万円ぐらいが、応急の復旧工事であります。

それで、これから災害査定、来週なのですけれども、受けまして、さらに本復旧の工事費を計上していくということになりますので、この予算の中では、黒川橋の復旧は完結はいたしません。はい。以上です。

○関口委員長 佐藤誠委員。

○佐藤委員 ありがとうございます。

であればお伺いしますが、今後、では、私が申し上げた黒川橋の最終的な修繕までどのぐらいの金額と、次では予算の上程というのはいつぐらいの予定であったり、その上で、では最終的に、完成に至るまで、どのぐらいの時間を見たらよろしいのでしょうか。

○関口委員長 執行部の説明をお願いします。渡辺維持課長。

○渡辺維持課長 維持課長の渡辺と申します。

全体の復旧費につきましては、先ほど申し上げました、来週が災害査定がありますので、それを経てから決定がなされていくということとなります。

それで、その後の復旧の予定ですけれども、査定後、今度は実施設計を組まなければなりませんので、実施設計を組んだ上で、復旧工事のほう着手ということになるのですけれども、大体年明けまして、5月ぐらいには、出水期とあって、5月ぐらいまでしか、ちょっと河川の工事ができません。

その5月までの中で、できれば、これ最高なのですけれども、やはり黒川橋につきましては、黒川橋の上流側のやはり堤防も相当決壊をいたしております。

県の工事と整合を図っていかなければならないということもありますので、早期完成を目指す中で、出水期前に完了できればいいのですけれども、場合によっては出水期までに危険なところまで、ブロックを積み上げておいて、また、次期の、来年の秋口に再着工ということもありますので、今の時点で何月までとはっきりしたことは申し上げられませんが、維持課としては早期復旧に向けて、現場のほうの工事施工を進めていきたいというふうに考えております。以上です。

○関口委員長 ほかに。

○渡辺維持課長 失礼しました。

すみません。予算のことを忘れておりました。

予算につきましては、この後説明をさせていただきます。12月、今議会での補正予算ということで、予算措置のほうを図って、議会の承認をいただきながら、工事着手等にですね、着手してまいりたいというふうに考えております。

以上で説明を終わります。

○関口委員長 ありがとうございます。佐藤誠委員。

○佐藤委員 今お伺いしているこの予算項目の中では、その黒川橋と4803号線とありましたが、これは確かに補正の先に専決された3号ではないですか。

そうすると、市の考え方としては、では、今回の災害が起きて、一番最初に優先をして修繕をしなくてはならない、もしくは、最も被害が大きかったというのは、この黒川橋と4803号線という認識でいいのでしょうか。その考え方を聞きたいと思います。

○関口委員長 執行部の説明を求めます。渡辺維持課長。

○渡辺維持課長 維持課長の渡辺です。

この10月補正で、4,000万円計上しましたのは、黒川橋につきましては、もう道路が寸断されてしまって、通行止めというふうな状況となりました。

黒川の右岸側の橋の橋台部分の裏側まで河川の水が回ってしまいまして、寸断されたということ、通行止めをせざるを得なかったということ。

これを何としても早く通行止めを解除したかったと。

それで、もう1路線の富士山公園の南側の花岡町地内、市道0348号線、これにつきましても、斜面の、法面の土砂が道路上に流出をしたということで、これも応急的な工事に着手して、1日も早い道路供用、通行止めの解除をしなければならないと、とにかく施設管理者としての最優先事項としてのこの2カ所について、応急工事として10月専決補正のほうで計上をさせていただいたというふうなことがございます。

また、その他の災害箇所につきましては、繰り返しになりますが、来週の災害査定を経て、災害の事業費が確定されますので、その後に実施設計を組んで、最短では1月末の入札に付して、早期復旧のほうに向けていきたいというふうに考えております。

以上で答弁を終わります。

○関口委員長 ほかに質疑ありませんか。石川さやか委員。

○石川委員 石川です。10ページの土木費の市営住宅維持管理費なのですが、口栗野の市営住宅の被害状況、どのような感じだったのか。

また、ボイラーとかの修繕費とお聞きしたのですが、少し詳細を教えてください。

○関口委員長 執行部の説明を求めます。佐藤建築課長。

○佐藤建築課長 建築課長の佐藤です。よろしくお願ひします。

市営住宅関係、栗野にある市営住宅関係ですけれども、被災状況につきましては、仲町第1市営住宅が床上浸水、隣にある仲町第2市営住宅につきましては、床下浸水。それから図

書館の裏側というのでしょうかね、あります、従業員住宅につきましても、床下浸水ということになっております。

それで、入居者が全戸埋まっているわけではないですが、おりますので、これは指定管理者と協力しながら、床上浸水となった仲町第1市営住宅につきましては、畳替えと、それから土砂の撤去ですね、そういったものを、もう既に完了しております。

それで、同じくそのところでは、風呂釜がやられて修理、修繕というのも実際にございました。

それで、仲町第2については、床下浸水だけでしたので、消毒等が中心ということになっております。

それから、従業員住宅につきましては、ボイラーが3つほどやられてしまいましたので、それにつきまして交換等をさせていただいたという形になっております。

それで、既にそこにつきましては、復旧を済んでおります。

以上でございます。

○関口委員長 石川さやか委員。

○石川委員 石川です。特に床上浸水だったほうの市営住宅なのですが、床上ということは、壁の壁、壁の、壁面といいますか、中に断熱材が入っているではないですか。

その断熱材が汚水というか、を吸い上げてしまって、問題を起こすというのを聞いたことがあるのですけれども、そういった部分はどのようにお考えか、お願いします。

○関口委員長 執行部の説明をお願いいたします。佐藤建築課長。

○佐藤建築課長 建築課長の佐藤です。

現場を指定管理者と住宅係とで見に行きまして、どの程度まで必要かということで判断した上で、畳替え等で、先ほど今委員さん言われるように、中の断熱材等につきましても、障害が生じれば、現在通気をよくして、最初被災された後、その1メートルも2メートルも水が入ってしまったわけではなかったもので、床上ちょっとまでということだったので、乾燥等で、入居者の方も協力してございまして、そのような形で進めております。

もし今後、災害における障害が出てきた場合には、また修繕等、速やかに対応していくという形になります。

現在は、畳を替えたのと、その下の根太、根太ではなくて、床下の板ですね、畳を支えているような、そういう板については、交換をしたという形になっております。

以上でございます。

○関口委員長 石川さやか委員。

○石川委員 はい、石川です。ありがとうございます。

実は、災害ボランティアに参加させていただいたときに、床板をはがしたりする作業と一緒にやらせていただいたのですが、全国を回っているボランティアの活動の方が、「鹿沼は



壁はやらないんだね」と、すごく驚いて、「床だけなんだ」って、「大丈夫かな」って心配されていたことがあったので、もし必要であれば、そういったところも丁寧に見ていただけたらなというふうに思いました。ありがとうございます。

○関口委員長 質問か。

○石川委員 質問ではございません。以上です。

○関口委員長 ほかに質疑のある方は。

ないようですので、別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第 78 号中関係予算については、原案どおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○関口委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 78 号中関係予算については、原案どおり承認することに決しました。

次に、議案第 81 号 専決処分事項の承認について(令和元年度鹿沼市水道事業会計補正予算(第 1 号))を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。神家満水道業務課長。

○神家満水道業務課長 水道業務課長の神家満です。よろしく申し上げます。

議案第 81 号 専決処分事項の承認について(令和元年度鹿沼市水道事業会計補正予算(第 1 号))について、ご説明いたします。

別冊になっております、「鹿沼市水道事業会計(第 1 号)令和元年度補正予算に関する説明書」の 1 ページをお開きください。

今回の補正は、10 月 12 日発生 of 台風 19 号による被害に対応するため、災害復旧に要する経費を計上したものであります。

具体的には、収益的支出において、災害を受けた配水管など 5 カ所、及び流量計など 3 カ所の修繕に要する費用として、2,850 万円を計上しております。

また、資本的支出において、永野地区の配水管布設替に要する費用として、1,500 万円を計上しております。

以上で補正予算についての概要説明を終わります。

○関口委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。石川さやか委員。

○石川委員 石川です。流量計の 3 カ所の故障といたしますか、したのでしょうかね、その辺、ちょっと場所とどんな感じか、詳細を教えてください。

○関口委員長 執行部の説明を求めます。小磯水道施設課長。

○小磯水道施設課長 水道施設課長の小磯です。よろしく申し上げます。

流量計に関する場所なのですが、まず、永野の浄水場のところの、それが水没したことによりまして故障しました。

あと清州の第1浄水場の水位計、これも水没したことにより故障したということになります。

以上で説明を終わります。

もう1カ所は、口栗野の第2浄水場の水源のネットフェンスが栗野川の越水により流失したために破損したことによるものです。以上です。

以上で説明を終わります。

○関口委員長 ほかに質疑はありませんか。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第81号については、原案どおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○関口委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第81号については、原案どおり承認することに決しました。

次に、議案第82号 令和元年度鹿沼市一般会計補正予算(第4号)についてのうち、関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。藤野建設監理課長。

○藤野建設監理課長 建設監理課長の藤野です。

議案第82号 令和元年度鹿沼市一般会計補正予算(第4号)についてのうち、都市建設部所管のものについて、ご説明をいたします。

まず、歳入についてご説明をいたします。

「令和元年度補正予算に関する説明書」の3ページをお開きください。

15款「国庫支出金」、1項3目「災害復旧費国庫負担金」の右側説明欄、「道路橋りょう災害復旧事業費国庫負担金」2億1,974万4,000円、次の、「河川災害復旧事業費国庫負担金」6,301万円、次の、「都市計画施設災害復旧事業費国庫負担金」2億200万円につきましては、台風19号により被災した復旧事業にかかわる国庫負担金を増額補正するものでございます。

次に、7ページをお開きください。

22款「市債」、1項8目「災害復旧債」の右側説明欄、「道路橋りょう災害復旧事業債」7,590万円、次の、「河川災害復旧事業債」1,040万円、次の、「都市計画施設災害復旧事業債」1億1,640万円につきましては、国庫負担金の対象となる復旧事業の市債を増額補正するものであります。

続きまして、歳出についてご説明をいたします。

19ページをお開きください。

8款「土木費」、2項3目「道路維持費」の右側説明欄、「道路維持管理費」4,181万円につきましては、街路灯や橋の照明などの電気料181万円、緊急に修繕を要する箇所

2,000 万円、街路樹の剪定工事費 3 路線分 2,000 万円を増額補正するものであります。

次に、4 目「道路新設改良費」の右側説明欄、「道路整備事業費」1,066 万円につきましては、道路整備の進捗を図るために事業内容を変更し補正を行うものであります。

主な内容でございますが、委託料 1,670 万円の増額は、市道 0365 号線に要する新田橋の修正設計費であります。

工事請負費 5,644 万 2,000 円の増額は、市道 0328 号線外 6 路線に要する工事費であります。

公有財産購入費 3,235 万 8,000 円の減額は、市道 0004 号線外 3 路線に要する土地購入費であります。

補償、補填及び賠償金 3,022 万 4,000 円の減額は、市道 0328 号線外 2 路線に要する建築物等の補償金であります。

次に、8 款 3 項 1 目「河川維持費」の右側説明欄、「河川維持管理費」640 万円につきましては、水路の擁壁設置や土砂撤去などに要する修繕料を増額補正するものであります。

次に 21 ページをお開きください。

一番上の 8 款 5 項 1 目「住宅管理費」の右側説明欄、「定住化促進事業費」500 万円につきましては、住宅リフォーム助成事業補助金を増額補正するものであります。

次に、25 ページをお開きください。

台風 19 号によります被害の復旧事業費になります。

11 款「災害復旧費」2 項 1 目「道路橋りょう災害復旧費」の右側説明欄、「道路橋りょう災害復旧事業費」3 億 3,670 万円につきましては、約 100 カ所に要する修繕料が 5,000 万円、市道 0348 号線や中栗野になります、和田橋など、道路 20 カ所、橋りょう 8 カ所の災害復旧工事費 2 億 8,670 万円を増額するものであります。

次の、2 目「河川災害復旧費」の右側説明欄、「河川災害復旧事業費」7,350 万円につきましては、西武子川や極瀬川など 9 カ所の河川に係る災害復旧工事費を増額補正するものであります。

次の、3 目「都市計画災害復旧費」の右側説明欄、「都市計画施設災害復旧事業費」3 億 1,850 万円につきましては、黒川緑地や鹿沼運動公園などの都市計画施設にかかわる災害復旧工事費を増額補正するものであります。

以上で議案第 82 号 令和元年度鹿沼市一般会計補正予算（第 4 号）についてのうち、都市建設部所管のものについての説明を終わります。

○関口委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。佐藤誠委員。

○佐藤委員 20 ページの 8 款 2 項 3 目、道路維持管理費なのですが、街路灯 181 万円、光熱水費とか聞きましたが、これは何でしょう、すみません、詳しく説明して。

○関口委員長 執行部の説明をお願いします。渡辺維持課長。

○渡辺維持課長 維持課長の渡辺です。

これにつきましては、先ほどご説明がありました街路灯、市管理の道路についています道路照明ですね。あるいは橋梁についています橋梁照明、そういったものの電気代になります。

電気代につきましては、年々電気料も上がってきておりまして、これらを増額補正して対応するものでございます。以上です。

○関口委員長 説明は終わりました。佐藤誠委員。

○佐藤委員 ありがとうございます。

では、この181万円というのは、当初で予算を組んでいたのよりも、上がってしまったことで、不足を補うというものなのかもしれませんが、この181万円が通れば、今年度は電気代を、上がった分もカバーできるという認識でいいですか。

○関口委員長 執行部の説明をお願いします。渡辺維持課長。

○渡辺維持課長 維持課長の渡辺です。

当初予算では、足りないということで、これらを増額補正させていただきまして、今年度内の電気料を賄っていきたいという補正でございます。

以上で説明を終わります。

○関口委員長 佐藤誠委員。

○佐藤委員 そうしたならば、そもそもの、ベースのボリュームがどのぐらいの中での181万円が増額って、ちょっと申し訳ないですね、急で。ざっくりでいいですけども、もともとが200万円で180万円というのではないと思うのですが、それをちょっと調べてもらいながら、ちょっと次、用意でき次第。

○関口委員長 執行部の説明をお願いいたします。渡辺維持課長。

○渡辺維持課長 はい、維持課長の渡辺です。

当初予算につきましては、電気料1,199万円を計上しております。これに対しての181万円の増額補正ということで、対応していきたいというふうに考えております。以上です。

○関口委員長 佐藤誠委員。

○佐藤委員 急だったのに、ありがとうございます。

この電気代のこと最後なのですけども、私は土木入るの8年ぶりなので、よくわからないんですけども、大体この時期、やっぱり電気代の想定を、ちょっと足りないということで、毎年補正というのは上がっているのでしょうか。それとも今年だけのことでしょうか。

○関口委員長 執行部の説明を求めます。渡辺維持課長。

○渡辺維持課長 昨年度につきましても、やはり不足をいたしまして、補正をさせていただいた状況がございます。

以上で答弁を終わります。

○関口委員長 ほかに質疑はありませんか。石川さやか委員。

○石川委員 石川です。26 ページの都市計画施設災害復旧事業費、黒川緑地と運動公園ということだったのですが、内訳を教えてください。

○関口委員長 執行部の説明をお願いします。福田土木課長。

○福田土木課長 土木課長の福田です。よろしくお願いいたします。

災害復旧事業費の内訳ということですので、黒川緑地で2億7,500万円。運動公園で3,500万円。板荷せせらぎプールのところで300万円。南押原コミュニティフィールドで250万円。その他、細かいところの単独事業で1,100万円見込んでいるところなのですが、その合計から、先ほどの専決補正で700万円上げていますので、そこから700万円を引いた額が3億1,850万円という形になってございます。

以上で説明を終わります。

○関口委員長 石川さやか委員。

○石川委員 板荷のせせらぎプールの300万円というのは、どんなふう、元どおりの、元どおりの形になるのですよね、きっと、その辺、わかればお願いします。

○関口委員長 福田土木課長。

○福田土木課長 土木課長の福田です。

板荷のせせらぎプールなのですが、正直、今のところ、具体的な方法は、県のほうと協議できておりません。

県のほうが、災害復旧の査定が1月末までかかる状態にして、個別の協議までできる状態ではございませんで、せせらぎプールの上流は取水井ですか、公園側の堤防と取水路の堤防があるのですが、あの辺も県のほうの災害復旧で復旧すると。

そのさらに川側ですかね、堆積土砂がかなり、今たまっております。その辺の撤去というものどういう段階になるかということがわかっていないので、川側の、市のほうでやるべき土砂の撤去なり、修繕なりというのを、どの段階で入れるかということは、まだわかっていないのですが、ちょっとあそこの利用状態、利用客が結構多いものですから、予算措置をしてすぐ動けるようにだけはしておきたいということで、ざっくりで申し訳ないのですが、対応したということでございます。

以上で説明を終わります。

○関口委員長 ほかに質疑はございませんか。佐藤誠委員。

○佐藤委員 また20ページの8款2項で4目、道路新設改良費で、公有財産購入費3,200万円の減とありましたが、考えようによっては、いろんな意味で、ちょっと残念ではあるのだと思うのですが、もう少し詳細な説明を聞いた上で、安心したいと思います。お願いします。

○関口委員長 執行部の説明を求めます。福田土木課長。

○福田土木課長 土木課長の福田です。よろしくお願いいたします。

公有財産購入費の 3,200 万何がしの減なのですけれども、説明では 0004 号線ほかということだと思っておりますが、内容的には 0029 号線、0328 号線、5047 号線というものがございます。

それと関連して、15 節の工事請負費が増額されていますけれども、国庫補助でやる都合がありまして、工事を延ばしたいときに、国庫補助のボリュームが決まっているので、工事を予定より延ばすために、用地補償をちょっと見直したという部分もございます。

それと、用地交渉の中で、話はまとまったおうち、おうちという表現いかどうかわかりませんが、権利者さんがあったのですが、ちょっと工期がかかるので、1年遅らせてくれというのが、1件ございました。そういうもののやりくり、そういうもののやりくりの結果が、3,235 万 8,000 円の減と工事費の 5,645 万 1,000 円の増という形になってございます。

以上で説明を終わります。

○関口委員長 佐藤誠委員。

○佐藤委員 ありがとうございます。

そうすると、当初残念と申し上げましたが、提供した側のほうが、売却の意向が、ちょっと見出せなくて、残念ながら延ばしたとか、そういう認識ではないということでもいいのですよね。では、答弁いただかない。

あと、では、その 0004 とか、0328 とか、これ全部僕、頭に入っていないのですよ。大体どの辺の道路なのかとか、大体、あの辺と鹿沼市民に言って、あの辺というの、わかるレベルでの説明、ちょっと聞きたいです。

○関口委員長 執行部の説明をお願いします。福田土木課長。

○福田土木課長 土木課長の福田です。

0004 号線というのは、一部完成しているのが流通団地を東西に走っている道路です。

(「サッカー場の」と言う者あり)

○福田土木課長 そうです、サッカー場の前を通っている、あの道路が 4 号線でございます。

29 号線というのが、旧楡木街道ですね、北犬飼中学校の北側ですよ、通っているのが 29 号線です。

0328 号線というのは、工専地域を通っている道路なのですけれども、121 号の高速の上を通る手前、北側のところのセブンイレブンを入れていって、それを抜けていくと、市道 17 号線、インター通りのほうに抜ける道路なのですが、それが 0328 号線です。

5047 号線、これが東中学校の脇ですね、通称辰巳通りの、これを 5047 号線。

以上で説明を終わります。

○関口委員長 佐藤誠委員。

○佐藤委員 言われて思い出したのですけれども、では、これは、では、若干延びたということでは次年度以降は優先的にここが、工事が進んでいくという認識でよろしいでしょうか。

○関口委員長 執行部の説明をお願いします。福田土木課長。

○福田土木課長 土木課長の福田でございます。

基本的には、そういう認識で大丈夫だと思います。

以上で説明を終わります。

○関口委員長 ほかに質疑はありませんか。鈴木副委員長。

○鈴木副委員長 すみません、先ほどの道路なのですけれども、これはちょっと予算と直接は関係ないのですが、先ほど言った 0004 号線、これ 1 桁台の道路です。

ということは、道路においても、格上だと僕思うのですね。

でも、0004 号線、西のほうに向かっていきますと、普通車がとてもではないですけれども、走れません。大雨降った日は、とんでもない道路です。

これを、何でこのまま、今までこれを、実際舗装しなかったのか。もちろん、オリンピックとか、国体とか、いろいろその辛みがあるとは思いますが、そこら辺をちょっと教えてもらいたいのと。

これはもう 1 つ、26 ページの先ほど石川委員が言った、黒川緑地に関して、今回災害復旧をする上で、これお願いなのですが、遊歩道をどのようにしてまたつくるのか。そこら辺の平面を後で、ちょっともしできれば、見させてもらいたいのと。

ここに関しては一級河川ですから、県管轄になります。

それでまた市のほうで、この緑地を多分占用すると思うのですね。

その占用期間は、実際は残りはどのぐらいなのか。

また、その占有料は年間どのぐらい払っているのかというの、ちょっとこれではわかりませんので、これは別に後ででも結構ですので、お願いしたいと思います。今答えられる範囲で結構でございます。よろしくをお願いします。

○関口委員長 執行部の説明を求めます。福田土木課長。

○福田土木課長 土木課長の福田です。

まず、4 号線の西側ということは、流通団地からサッカー場の前を通過して、西に向かってという意味でよろしいですか。

確かに、砂利道で、かなり凸凹がひどくてということで、流通団地やサッカー場の利用とこのことを考えても、当然舗装になったほうが、当然いいでしょうというのはよくわかります。

それで、市のほうとしても長年ずっとあそこは懸案事項でして、取り組んでまいったところなのですけれども、土地関係ですね、そこで非常に問題がございまして、今もやっと最近、境界までは確認することができました。

それで、今回やっと協力いただくための調査なりして、単価も出たところです。

それで、具体的な交渉に入れるような段階になってきてございます。

それで、舗装に向けて今後進んでいきたいと、そういうふうに考えてございます。

ただ、非常に土地の所有者との関係ですので、その辺細かいところは控えさせていただきます。

続いて、黒川緑地の遊歩道の整備なのですけれども、一応国庫補助でやる都合上、基本的には原形復旧というのを念頭においてございます。

元々あったところの歩道に、歩道をつくるという形で考えてはございます。

緑地の占有期間ですが、今現在平成30年4月1日から、40年3月31日までという期間で占有しております、当然10年で更新で、更新更新という形で手続をしてございます。

占有料はかかってございません。

面積、占有面積が6万6,500平方メートルですね。

以上で説明を終わります。

○関口委員長 ほかに質疑はありませんか。佐藤誠委員。

○佐藤委員 22ページの定住化促進事業費、リフォームの補助500万円と聞きましたが、これはやっぱり電気代と同様で、年度当初よりもこれ需要があるので、見越して、このぐらいを、500万円上げたのか、もしくは、もう既に申請の上がっているのを考えると、このぐらいないと、もう要望を受けきれないとか、どういった背景での500万円の計上なのか、聞いてないこと以外でも、参考に勉強したいので、教えていただくこともあれば、丁寧な説明をお願いしたいと思います。

○関口委員長 執行部の説明を求めます。佐藤建築課長。

○佐藤建築課長 建築課長の佐藤です。

定住化促進事業費のリフォーム助成事業でございますが、当初、今年は800万円を配当していただいております。

これにつきましては、何回か議会の一般質問の中で、阿部議員さんから何度か毎年質問をいただいているところでございまして、そこで説明していることの重複となってしましますが、実際に今年は800万円で、500万円という数字を上げさせていただいたものですが、8月末時点で、746万3,000円の交付申請がありました。

それで、今回秋から消費税が上がるということもあって、前半戦は駆け込みがあるだろうというふうに想定しております。

残りの期間で、500万程度出るのではないかとというふうに考えまして、500万円を今回補正で計上させていただいたというところでございます。

それで、これは事前に、リフォームの補助につきましては、申請を受けまして、それでうちのほうで了解しましたという通知がいきまして、その上で着工していただく。それで終わった後、補助金の交付の請求というのですかね、それをしていただいて、実際にリフォームの該当する金額が補助金として、口座振替で送付されるというふうな形になっております。

今回はそれで500万円ほど補正、必要ではないかということで要求させていただきました。



以上で説明を終わります。

○関口委員長 佐藤誠委員。

○佐藤委員 ありがとうございます。

そうすると、当初の 800 足す 500 で 1,300 万円となるのでしょうかけれども、そうすると、では来年度以降なんかは、最初から 1,300 万円ぐらいを計上しておくものなのでしょうか。

それとも、先ほどの電気代みたいに、オーバーしてしまったら年末ので上げればいよいよという前提で低めでやっておくのか、それどうなのでしょう。ちょっと逸脱のそしりを甘んじて受けますけれども、背景もお願いします。

○関口委員長 執行部の説明をお願いします。佐藤建築課長。

○佐藤建築課長 建築課長の佐藤です。

これにつきましては、年々このところリフォームが増えてきたという現状がございますので、平成 30 年度のときは、500 万円でスタートして、800 万円に補正を組ませていただいた。

今回は、その駆け込み等も相当あるだろうということを想定して、800 万円、当初持っておりまして、そうしたら半年でなかなか申請がいっぱいになっている状態だったということで、残り 500 増やしていただいた。

それで、新年度につきましては、これは今後、どうなのかという部分については、多少リフォームも落ち着くかなとかいうこと、その駆け込みという部分が抑えられると思いますので、当初で 1,300 万円まではちょっと余ってしまうかなと思いますので、その辺につきましては、1,300 万円までいかに、当初では要求していくような形で、これは市長が阿部議員に答弁している内容でございますが、地域の経済対策ということでもかなり効果があるという事業でございますので、足りなくなった場合、補正予算等で対応していくということを 2 年続けて、市長のほうで答弁させていただいておりますので、予算については、今後も確保できるというふうに考えております。

以上で説明を終わります。

○関口委員長 ほかに質疑はありませんか。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第 82 号中関係予算については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○関口委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 82 号中関係予算については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 91 号 令和元年度鹿沼市水道事業会計補正予算（第 2 号）についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。神家満水道業務課長。

○神家満水道業務課長 水道業務課長の神家満です。

議案第 91 号 令和元年度鹿沼市水道事業会計補正予算（第 2 号）について、ご説明いたします。

別冊になっております、「鹿沼市水道事業会計（第 2 号）令和元年度補正予算に関する説明書」の 1 ページをご覧ください。

資本的収入及び支出のうち、支出について、1 款 1 項 建設改良費 454 万 9,000 円につきましては、10 月の人事異動に伴う人件費の増及び人事院勧告による給与改定に伴う人件費を補正するものです。

以上で、議案第 91 号 令和元年度鹿沼市水道事業会計補正予算（第 2 号）についての説明を終わります。

○関口委員長 説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第 91 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○関口委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 91 号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 95 号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。佐藤建築課長。

○佐藤建築課長 建築課長の佐藤です。

議案第 95 号 指定管理者の指定についてご説明いたします。

市営住宅、市営従業員用住宅及び市営若年勤労者用住宅の指定管理につきましましては、平成 29 年 4 月から指定管理者制度を導入し、来年 3 月で 3 年の指定期間が終了することから、令和 2 年 4 月から令和 7 年 3 月までの 5 年間の指定管理者を選定すべく、今年 8 月に公募をしたところです。

それによりまして、2 事業者から応募がございました。

部内での書類審査を経て、去る 10 月 7 日に開催された指定管理者選定委員会において、書類審査及びプレゼンテーション等の審査により、現在の指定管理者である「株式会社 公営住宅管理センター鹿沼」が候補者として選定されたところです。

つきましては、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、指定管理者の指定について、議会にお諮りするものです。

以上で説明を終わります。

○関口委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。鈴木副委員長。

○鈴木副委員長 まず1つ目は、指定管理の期間がなぜ3年から5年になったのか。

それと、今回また同じ業者が選ばれたということで、プレゼンテーションしたと思うのですが、大きな差異はどこがあったのか、決定的にはどこだったのか、ちょっとお願いしたいと思います。

○関口委員長 執行部の説明をお願いいたします。佐藤建築課長。

○佐藤建築課長 3年から5年になった件につきまして、ご説明いたします。

まず前回3年前ですね、最初ということもございまして、最初3年というスパンで、一度今回は経験しておりますので、その中で、5年というスパンで出すことにつきまして、部内のそういう、最初の期間とか、そういう表に示す前に協議させていただきまして、5年ということで、今回は募集をさせていただいていると。

それで、それにつきましては、3年というのは、スパンとしますと、受ける側とすると短いということもございます。

それで、1回目は最初なのでということですが、2回目でございますので、その期間を5年として、じっくり取り組めるというふうな期間として、5年ということが望ましいということで、5年とさせていただきます。

それから、審査の結果ですね、これにつきましては、いくつかの項目がございます。

7つの項目で書類審査は行っております。

「財務状況・経営状態」、それから2番目として、「経営方針及び理念」、3つ目として、「類似施設の管理実績及び経営状況」、4つ目としまして、「施設運営の計画及び経費の削減」、5つ目としまして、「サービスの向上及び利用促進等の方策」、6番目としまして、「管理体制・個人情報保護対策等」、7つ目としまして、「自主事業の提案その他」という7つの項目で審査、これは指定管理者の選定委員会という、市で委託した民間の方等も含まれた中で審査されるものでございます。

そういった中で、点数をつけさせていただきまして、なったところ、現在受けている「公営住宅管理センター鹿沼」のほうが、得点が、前回も同じ争いだった、競争だったのですが、今回のほうが、ちょっと点差が開いたというようなことでございます。

中の採点につきましては、いくつかの点で、特に、やはり財務状況等につきましては、かなりそういう専門的なところで会計士さん等が見ていただいて、判断をいただいたり何だりというふうなことで、取り組んでおります。

それで、実際にはそのような形で、実際には選定されたということでございます。

以上で説明を終わります。

○関口委員長 ほかに質疑はございませんか。佐藤誠委員。

○佐藤委員 今の鈴木副委員長の質問に関連してになりますが、確かに、私も5年というのは、どうかなと思っております。

場合によっては、議員の任期の間中、審査、これはできないという可能性もあるし、さりとて3年というのも確かに短いと思うのですね。

そうすると、4年という選択肢もなかったのかというのを聞いてみたいし、受ける側が短いと言っていましたけれども、では、本当に受けるほうが「じゃあ5年にしてくれ」と、その要望を受けて5年にしたって、ともすると聞こえてしまうので、5年、これはやむを得ないと思うのですが、私もこれは反対するつもりはないのですが、4年ぐらいでも妥当なのではないかなと思うので、それを踏まえて、何かそちらの背景や考え方、もう少し詳しく聞かせてください。

○関口委員長 執行部の説明をお願いします。佐藤建築課長。

○佐藤建築課長 建築課長の佐藤です。

私もいくつかの指定管理者のところで募集等をやらせていただいていたところですが、この辺につきましては、大体、市としますと、このような形で出している経過が多い。

だから、それを踏襲しなくてはいけないということではないのですけれども、その中で、また今後4年というのも、今委員さんが言われたようなこともありますので、そういった中では、今後においては、一つの選択肢となり得る部分でもあるかなとは考えます。

これにつきましては、私単独では何とも言えないところでございますので、そのことで、よろしくお願ひしたいというふうに考えております。

以上で説明を終わります。

○関口委員長 佐藤誠委員。

○佐藤委員 はい、わかりました。そうですね、ぜひ検討していただければと付しておきます。

あと、この受ける団体に対して、どうのこうの言うつもりもないのですが、一応どんな企業であって、どういった取り組み、前回の3年間では光るものがあったりとか、今後、何か、なかなかないと思うのですけれども、革新的な取り組みとか、新しいものを行っているところも評価すべき点だというような、そういうところ、受ける事業者に関しての、ちょっと詳細な、深堀できる質問、聞けるのならば、聞いてみたいと思って。

○関口委員長 説明を求めます。佐藤建築課長。

○佐藤建築課長 建築課長の佐藤です。

現在の指定管理者導入してからは、効果としましては、入居者へのサービスの向上、それから市のほうでいいますと、使用料の徴収率のアップというのが目玉になっております。

そのところは相当一生懸命取り組んでくださったところかなというふうには、代表的なものとしては、そのようなところになります。

以上で説明を終わります。

○関口委員長 佐藤誠委員。

○佐藤委員 では、そのサービス向上というのは、どういった、もう少し詳しくどういったも

のとか、あと逆に聞きたいのですけれども、任せたことよってのデメリットだつてないこととはなははずなのです。

あえてそういうところも聞いてはおきたいなと思ひます。

その上で、この議案、賛成したいなと。

○関口委員長 説明を求めます。佐藤建築課長。

○佐藤建築課長 建築課長の佐藤です。

まず、よかつたところというのですか、そこにつきましては、人数がそれだけ当たれるというのですかね、今までは住宅係だけです。

指定管理者と住宅という2段構えがとれるということで、かなりスピーディーに、また、指定管理者のほうでは、会社のほうはグループで新会社を設立しているといひますか、JVみたいな形と考へていただけると、そういうことでやっけていただけておひまして、そういう中では、いろんな業種の方が入つてやられてるので、その中では、スムーズに進んでいるというふう理解しておひます。

デメリットですけれども、入居者には、今までは住宅へ何でも電話すれば、何でも終わるというのがあるのですが、どうしても指定管理者と2段構えになつたりしますので、どつちに電話していいかわからない。そうすると、こつちへ電話すると「その件は向こうだよ」というふうなことが、これは起きてしまいますので、その辺が若干デメリットではありますが、先ほど申し上げた人数が、これだけ多く人数かかれるということでのメリットのほうが大きいというふう考へておひます。

以上で説明を終わります。

○関口委員長 別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第95号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○関口委員長 ご異議なしと認めます。

したがつて、議案第95号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第100号 鹿沼市手数料条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。大橋建築指導課長。

○大橋建築指導課長 建築指導課長の大橋です。よろしくおひします。

議案第100号 鹿沼市手数料条例の一部改正について説明いたします。

新旧対照表は20ページをお開きください。

今回の改正は、令和元年5月17日に公布、公布後6カ月以内に施行されます「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律」に伴ひ、認定の申請手数料の算定方法を改正するものです。

内容につきましては、建築物のエネルギー消費性能向上計画の認定の対象に、複数の建築

物の連携による取組が追加されることから、今まで一つの建築物のみ認定手数料額を定めていたものを、議案書のとおり、複数棟の申請に対応したものに改正するものです。

手数料の額については、変更はございません。

なお、栃木県を含む県内の特定行政庁においても、認定審査の内容が同じであり、県内統一の価格設定が望ましいとされていることから、手数料は栃木県及び県内特定行政庁と同額です。

施行の日については、公布の日からと考えております。

以上で説明を終わります。

○関口委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第 100 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○関口委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 100 号については、原案どおり可とすることに決しました。

以上で、今議会において、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

これをもちまして、建設水道常任委員会を閉会いたします。

(閉会 午前 11 時 04 分)